3　委任の相手方	⑴ 氏名又は名称			
	⑵ 住所又は主たる事務所の所在地		⑶ 国籍	
	⑷ 職業又は営んでいる事業の内容		⑸ 資本金	
4　その他の事項				

届出受理年月日及び受理番号	

1　財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事項	年月日及び記名押印
本届出に係る行為は、 年　月　日から 行うことができる。	

（記入要領）

1　「届出者」欄中「住所」欄には、国又は地域名も記入すること。

2　「1　発行会社」欄中「⑷　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「委任後の議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

3　「1　発行会社」欄中「⑸　事前届出業種に該当する理由」欄及び「（6）　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

4　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑴　数量等」欄中「委任後の議決権比率」については、当該議決権代理行使委任の後における届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

5　「２　委任しようとする議決権」欄中「⑷　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」について